滋賀県原子力防災専門会議設置要綱

（目的）

第１条　本県における原子力防災対策の推進に当たり、専門的な見地からの意見、助言等を求めるため、滋賀県原子力防災専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　専門会議は、次に掲げる事項を所掌し、滋賀県に対し専門的な見地からの意見、助言等を行う。

(1) 県の原子力防災に関する事項

(2) 原子力施設および周辺の安全確保に関する事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、原子力防災対策の推進に必要な事項

（構成等）

第３条　専門会議は、８人以内の委員をもって構成する。

２　委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。

３　委員の任期は、２年間とし、他の委員の任期途中に就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第４条　専門会議に座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、専門会議を代表し、会務を総理する。

３　座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　専門会議は、滋賀県防災危機管理監の招集により開催する。

２　座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　専門会議の庶務は、滋賀県知事公室防災危機管理局において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関して必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成 26 年５月 15 日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。